

〈1〉 中国のレアアース等輸出管理の強化と 日本企業への影響、実務上の課題と対応

独立行政法人日本貿易振興機構 調査部中国北アジア課 課長代理 藤原 智生

はじめに

近年、中国政府は希少鉱物に対する輸出管理を強化してきた。2023年8月施行のガリウム、ゲルマニウム関連品目の追加を皮切りに、黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）、アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）、軍用途・ガリウム、ゲルマニウム等の両用品目の米国に対する輸出管理強化（2024年12月施行）などを行ってきた。2025年に入ってから、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（2025年2月施行）、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（2025年4月施行）が行われた。なお、2025年10月には、一部のレアアース品目についての中国国外における再輸出

規制の実施の決定や、一部の中・重レアアース関連品目に対する輸出規制実施などを含む6つの公告¹が公布された。その後、これらの6つの公告については、10月30日に実施された米中首脳の釜山での会談を受けた措置により2026年11月10日まで暫定停止された²。

これらの措置をうけ、特に2025年以降ジェットロに対し、多くの日本企業から問い合わせを頂いた。また、実態を正確に把握するために、多数の日本企業へのヒアリングを実施した。本稿では、そこから見えてきた、日本企業の実務上の課題とそれへの対応について、特に、輸出許可の申請プロセスに関する課題、包括許可取得に関する課題、再輸出規制に関する課題に絞って議論を進めたい。

¹ 商务部 海关总署公告 2025 年第 55 号 公布对超硬材料相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_949f47563b834dad95b0010f375a892c.html)

商务部 海关总署公告 2025 年第 56 号 公布对部分稀土设备和原辅料相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_1315078cebe04210bc35c72a4e7f7967.html)

商务部 海关总署公告 2025 年第 57 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_59ec4f6bec0b459aa4a30c4bbd0a41c1.html)

商务部 海关总署公告 2025 年第 58 号 公布对锂电池和人造石墨负极材料相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_79646f0161564975a938fe00fee158d5.html)

商务部公告 2025 年第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html)

商务部公告 2025 年第 62 号 公布对稀土相关技术实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_6cb42957741440c6984de696b70df9ae.html)

² ジェットロビジネス短信「中国、米中合意に基づき、10月9日発表のレアアース輸出管理関連措置などを1年間暫定停止」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/11/2b5f90cf2b7bf163.html>)

日本企業への影響と実務上の課題

中国政府による希少鉱物に対する輸出管理の強化のうち、2025年においてジェトロが対応した企業からの相談対応や問い合わせの数やその内容から判断すると、2025年4月施行のサマリウム、ジスプロシウム等の7種のレアアースの輸出管理の強化に関する公告（商務部 海関総署公告 2025年第18号³）の影響が最も大きかった。同措置の対象品目だけでも、参考として提示されているHSコードベースで97の品目が存在する。なお、後述する商務部の「両用品目に関するよくある質問の回答」よれば、該非判定にあたりHSコードはあくまでも参考としての位置づけであり、品目の特性やスペック等についての説明による判断が重要となる。それを踏まえるとさらに広範囲の品目が同公告の対象となる。

本稿では、日本企業の抱える課題とその対応に焦点を当てるため、分析対象の品目についてはその範囲を狭めて議論を進めることとしたい。直接的な分析の対象としては、影響を受ける企業の範囲が最も広いと考えられる、永久磁石関連のレアアース品目を例にとりつつ、両用品目に関わる実務上の課題および対応についてみていくこととしたい。

上述した2025年4月施行のサマリウム、ジスプロシウム等の7種のレアアースの輸出管理の強化に関する公告（商務部 海関総署公告 2025年第18号⁴）によって両用品目の輸出管理対象となったレアアースのうち、特にサマリウム、ジスプロシウム、テルビウムという三つの物質については永久磁石の製造に使われており、かつ永久磁石は自動車、産業機械に加え、その他の電子機器など幅広い産業に使用されているため非常に大きな影響を受けた。

図表 1：7種の中重希土類の主な用途

希土類品目名：元素記号	主な用途
サマリウム：Sm	● サマリウムコバルト磁石
ガドリニウム：Gd	● 磁気メモリ、レーザー光源、MRI造影剤
ジスプロシウム：Dy	● ネオジム磁石、レーザー光源
テルビウム：Tb	● ネオジム磁石、蛍光体材料、海軍ソナーシステム
ルテチウム：Lu	● 触媒、放射線医薬品、蛍光体材料
スカンジウム：Sc	● 高強度アルミニウム合金、水銀灯、ハロゲンランプ
イットリウム：Y	● 蛍光体材料、YAGレーザー、薄膜コンデンサ

（出所）JOGMEC「中国によるレアアースに対する管理強化に係る動向」等からジェトロ作成

磁石関係のサプライチェーンに関し、同措置の影響を受けたものは、主に（1）レアアース（金属、酸化物等）、磁性材料（合金等）を直接中国大陸外に輸出するもの、（2）中国大陸で永久磁石を製造し輸出するもの、（3）中国大陸で磁石を組み込んだ中間品に加工し輸出するもの、に大別される。このうち、

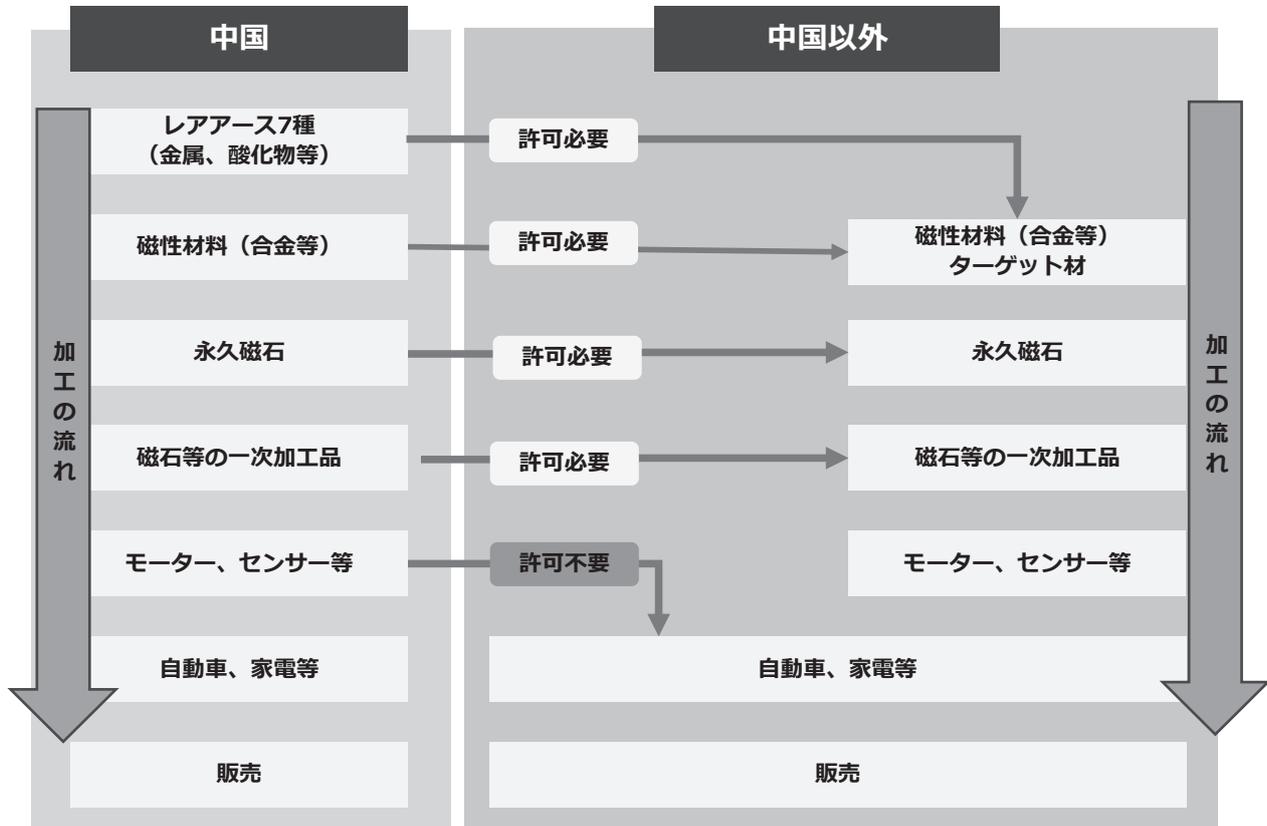
同措置において（2）の永久磁石を製造し、輸出するというサプライチェーンについて多くの企業が影響を受けた。その影響で、従来は（2）のサプライチェーンを構築していた企業も、（3）の中間品まで加工して、両用品目輸出管理条例の管理対象外の品目として輸出するようにサプライチェーンを変更した企業

³ 商務部 海关总署公告 2025 年第 18 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html)

⁴ 商務部 海关总署公告 2025 年第 18 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html)

もある。しかし、多くの企業にとってはコストの上昇を伴う措置であり、時限的な措置として捉えているようだ。

図表 2：影響を受けるサプライチェーンの類型



(出所) 商務部発表からジェトロ作成

中国からの日本向け永久磁石の輸出量の推移をみると、「レアアース磁石(HSコード：85051110)⁵」は輸出管理強化直後の2025年4月～5月に顕著に輸出量が減少した。特に5月の輸出実績の25.7トンは近年で最低水準の輸出量となった。その後6月以降に両用品目輸出管理条例に基づく輸出許可を取得できた企業が増え始め、7月以降はおおむね過去2年間の単月輸出実績と同等のレベルまで回復してき

ている。

一方、レアアースを含まない「その他の金属永久磁石(HSコード：85051190)」については、レアアース磁石とは異なる推移を見せている。2025年4月～5月の輸出量は、過去2年の単月ベースの輸出量と比較しても大幅な変化は見られなかったものの、6月から8月にかけて低い水準が続いた。

⁵ 公開データで把握可能なHSコード8桁ベースの貿易統計では、2025年4月から輸出管理強化の対象となった7種のレアアース以外のレアアースも含んでいる磁石が存在した場合、この分類に含まれると考えられる。